

公調委平成26年（ゲ）第5号 南城市における道路工事からの騒音・振動による
財産被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害（死亡，うつ状態），異常行動（イライラ，かゆみ，過食，パニック，逃避，産卵減少）は，被申請人らの工事現場から発せられた騒音・振動によるものである，との裁定を求める。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は，養鶏業を営む申請人が，申請人の所有する養鶏場に隣接する国道工事の発注者である被申請人国及びその施工業者である被申請人株式会社 a（以下「被申請人 a」という。）に対し，申請人の飼育している鶏に発生した健康被害（死亡，うつ状態）や異常行動（イライラ，かゆみ，過食，パニック，逃避，産卵減少）の原因が上記工事の騒音及び振動によるものであると主張して，その旨の原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実，文中掲記の証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 申請人は，昭和61年ころから，別紙図面記載の「養鶏場」（以下「本件養鶏場」という。）において，養鶏業を営み始め，平成18年ころに養鶏業

を一旦休業したが、平成25年12月10日ころから鶏の雛を飼い始めた。

本件養鶏場は、1000羽ほど飼育することが可能である。本件養鶏場には柵などが設けられていないため、鶏が鶏舎外だけでなく、本件養鶏場の敷地外にも自由に出ることができ、鶏が放し飼いになっている。(甲4の1・2, 乙3, 丙12)

- (2) 被申請人国は、平成25年9月4日、被申請人aに対し、平成25年度b地区改良(その2)工事(以下「本件工事」という。)を発注した。本件工事の施工範囲は、別紙図面黄色部分を含んでおり、本件養鶏場と本件工事現場との最短距離は十数mである。

本件工事の内容は、道路土工、地盤改良工、法面工、舗装工、石・ブロック積工、カルバート工、排水構造物工などである。(丙6)

- (3) 被申請人aは、平成26年3月17日から重機等を使用した作業を開始し、平成27年3月末ころに本件工事を完成した。
- (4) 本件養鶏場所在地は、騒音規制法3条及び振動規制法3条における地域指定がなされていないため、騒音規制法及び振動規制法の規制基準の適用がない。

なお、特定建設作業については、特定建設作業の場所の敷地境界線において、騒音が85dB、振動が75dBを超える大きさではないこととされている(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、振動規制法施行規則11条、別表第1第1号参照)。

2 当事者の主張

【申請人の主張】

- (1)ア 被申請人aは、平成26年3月17日から連日、午前8時頃から午後6時頃までの間に、重機(バックホー0.7m³級)等により掘削したり、岩を破碎したりして、騒音や振動を発生する作業を行った。本件養鶏場から十数mしか離れていない場所で重機がフル稼働して岩を破碎する行為は、人

間でも不快感を感じる騒音や振動で、低レベルの騒音ではなかった。

同日に騒音や振動が発生すると、鶏たちがパニックを起こして暴れ回り、その日以降、騒音や振動の発生が続き、鶏はパニックを起こして暴れ回ったり、おびえたりする様子が続いた。

イ その後、鶏は、騒音や振動の発生に連動するように、徐々に元気がなくなり、立った状態や伏せた状態で動かなくなり、うつ状態に陥ったり、異常なほどのかゆみを発したり、申請人が本件養鶏場に入るとイライラしている様子で突いてきたり、異常なほど餌を食したりと異常な行動を示すようになり、平成26年3月27日には、重症の鶏が死亡する事態になった。

ウ 本件養鶏場では、ゴトウ種の雛を平成25年12月10日、平成26年4月10日及び同年8月12日に購入しており、同年3月から同年4月までの間、異常な状態に陥った鶏は、当時飼育していた120羽中の大多数で、うち8羽が死亡した。また、同年6月から同年9月までの間、異常な状態を示した鶏は、当時飼育していた放し飼いの成鶏112羽、平飼いの大雛28羽、育養箱の中の幼雛170羽のうち大多数で、うち成鶏2羽、大雛1羽、幼雛3羽が死亡した。

エ 平成26年9月8日には大型重機を積んだトラックが仮設橋を下る際、大きなブレーキ音を発し、成鶏とともに、育養箱の中の幼雛がパニックを起こして暴れ回り、幼雛が団子状態となり、圧死による大量死を起こす寸前であった。

オ このように、鶏が死亡する経過については、騒音及び振動により鶏がパニックを起こし、暴れ回るなどして圧死すること、騒音により鶏が身体的障害を発し、うつ状態などの様々な症状を引き起こし、重症化して死亡することが考えられる。

(2) ゴトウ種の平均的な産卵率は90%以上であるところ、原因裁定申請時における本件養鶏場の産卵率は60%から70%であり、騒音及び振動による

影響により産卵率が低下している。

- (3) 本件養鶏場から、重機による騒音や振動を発生させている現場までの距離は十数mしか離れておらず、騒音及び振動の発生と鶏の異常な行動は連動しており、他に考えられる要因はない。

死亡した鶏については、沖縄県中央家畜保健衛生所から、鳥インフルエンザによる死亡ではないと確認している。

- (4) 以上のとおり、本件工事による騒音及び振動と本件養鶏場における鶏の健康被害との間に因果関係があることは明らかである。

【被申請人 a の主張】

- (1) 申請人の主張(1)アは否認する。

被申請人 a は、騒音測定を行っており、本件工事の騒音だけでなく、本件養鶏場の鶏、自動車や航空機など全ての音を測定していたが、騒音レベルは特定建設作業の騒音の規制基準である 85 dB 以下であった。そのため、被申請人 a は、工事を中断するとの判断をしておらず、被申請人 a もその判断に従っていた。実際のところ、鶏が騒音により死亡したと申請人が主張している時期における被申請人 a の作業場所は、本件養鶏場から 40 から 50 m 離れていた。

被申請人 a は、平成 26 年 3 月 17 日から掘削や残土処理、磁気探査等の作業を行っているが、最大音の音源は航空機であり、作業中の重機の騒音レベルは 73 dB 以下であった。

- (2) 申請人の主張(1)イのうち、平成 26 年 3 月 27 日に申請人から鶏が 3 羽死亡したとの説明があったことは認めるが、その余は否認する。申請人の主張(1)ウ、エ、オ、(2)は否認する。

本件工事では、防音シートや防音板を設置し、低騒音や低振動型建設機械での施工を行っており、十分な騒音対策を実施していた。そのため、騒音レベルは特定建設作業の規制基準である 85 dB を超えることはなく、工事方法

や工事内容に問題はない。

(3) 申請人の主張(3)は争う。

(4) 鶏の死亡の原因は様々であり、病気や獣害だけでなく、競争やつつき等のストレスで死亡することもある。死亡した鶏についての病理検査なども行われておらず、これらの死亡原因の可能性を排除しないまま、近隣で工事が行われていたことをもって工事音を原因として死亡したとするのは余りに短絡的である。

【被申請人国の主張】

(1) 申請人の主張(1)ア，イ，ウ，オは否認する。申請人の主張(1)エ，(2)は不知。

申請人の主張(3)のうち，本件養鶏場から，重機により騒音や振動を発生させている現場までの距離が最短で十数m程度であることは認めるが，その余は否認する。もっとも，鶏が死亡したと申請人が主張する際の工事は，本件養鶏場からもっと離れていた。また，本件工事の騒音及び振動は，本件養鶏場の鶏の健康被害を招くようなものではなかった。

(2) 申請人の主張する被害のうち，平成26年3月27日に本件養鶏場の鶏が死亡したことについては確認されているものの，その他の健康被害や異常行動については立証がなされていない。

(3) 被申請人らは，本件養鶏場への騒音及び振動を軽減するため，騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業の規制値を超えないように本件工事を行っていた。そのほか，防音パネルや防音シートの設置，低騒音・低振動型建設機械の使用，本件養鶏場の南西に騒音計，振動計を設置して，その数値をデジタル表示板で確認しながら本件工事を施工するなど本件養鶏場への騒音及び振動を極力抑制するための対策を行っていた。

よって，本件工事の騒音及び振動が鶏の健康被害や異常行動を引き起こすようなものでなかったことは明らかである。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被申請人国は、一般国道331号南城市c地区の防災対策及び線形改良を行い、観光支援、防災、交通安全を確保すること等を目的とした道路事業（以下「本件事業」という。）を行っている。本件工事は、その一環として実施された。（丙19の2）

(2)ア 被申請人国は、本件事業の一環として、本件養鶏場西側において、道路を新設する工事を実施する予定であったところ、平成14年8月20日、当時本件養鶏場を営んでいた申請人から、この工事の騒音及び振動による本件養鶏場への影響について調査を求められ、これを実施した（丙7）。

イ 平成15年11月作成の同調査に関する報告書（甲5の2）には、①申請人の申告によれば、本件養鶏場には、ゴトウ種が1320羽（雄120羽、雌1200羽）飼育されており、その産卵数が夏季には1日当たり330から350個（産卵率約29%）、春の涼季には1日当たり約500個（産卵率約40%）であること、②申請人の申告によれば、烏骨鶏が雄雌合計70羽飼育されており、1日当たりの産卵数が約9.72個であること、③工事開始前7日間及び工事開始後4日間の産卵状況は、平均産卵数が365個であり、工事開始後にゴトウ種の産卵数が372個から271個に下がったが、翌日には373個、翌々日には371個となっていたこと、④工事開始後の産卵数の落ち込みは自然状態でも起こり得ること、⑤工事開始後の同年9月22日、本件養鶏場敷地境界付近等において、騒音レベル及び振動レベルを測定するとともに、本件養鶏場内の鶏の様子をビデオ撮影したが、騒音レベル及び振動レベルは特定建設作業の規制基準を超えておらず、工事中の鶏の様子も、突発的な音や振動に首を高く上げたり、一時、警戒の様子を見せたりしていたが、しばらくすると平時の様

子に戻り、驚がく、飛び跳ね、大きな鳴き声を伴う集団的逃避行動等、一見して異常と思われる反応は示さなかったことなどが記載されている（以下、この調査結果を「平成15年調査結果」という。）。

- (3) 申請人は、平成18年ころ、養鶏業を休業した。
- (4) 被申請人 a は、本件工事を受注後、平成25年12月から本件工事に着工する予定であったが、申請人が同月10日ころに養鶏業を再開し、雛を100羽程度入れたと聞いたことから、平成26年1月ころから防音パネルや防音シートを設置したり、本件養鶏場敷地境界付近に騒音計及び振動計を設置した上、その計測結果をデジタル表示板で確認することができるようにしたりするなどの防音対策を実施し、同年3月17日から掘削・残土処理を開始した。

申請人作成の残存羽数集計表（甲8）には、申請人が、平成25年12月10日、ゴトウ種の雄雛13羽、雌雛107羽を購入し、飼い始めたとの記載がある。（乙1, 2, 丙2, 7）

- (5) 被申請人らは、平成26年3月27日、申請人から、本件養鶏場の鶏が3羽死亡した旨を聞いた。沖縄県中央家畜保健衛生所が鶏の死亡原因を調査したところ、インフルエンザや感染症によるものではなかった。（丙7）
- (6) 申請人作成の残存羽数集計表（甲8）には、申請人が、平成26年4月10日、ゴトウ種の雄雛12羽、雌雛108羽を、同年8月12日、雄雛14羽、雌雛156羽を購入し、飼い始めたとの記載がある。
- (7) 申請人は、平成26年7月、沖縄県公害審査会に対し、被申請人らを相手方とする調停を申請したが、同調停は、同年10月、不成立に終わった。

申請人は、同年11月7日、本件裁定申請をした。

- (8) 被申請人 a は、平成27年3月末ころ、本件工事を完成した。

2 本件工事の騒音及び振動の程度

- (1) 証拠（丙10の1ないし6, 15の1ないし6）によれば、被申請人 a が、

作業時間中、本件養鶏場敷地境界付近において、暗騒音及び暗振動（本件工事以外の騒音及び振動）を除外しないで騒音レベル及び振動レベルを測定していたことが認められ、平成26年3月17日から同年9月30日までの間の主な作業内容及び測定結果は以下のとおりであると認められる。

なお、 L_{Amax} （最大騒音レベル）の最大値については、平成26年4月25日以降はボイスレコーダーにより音源を確認しており、それ以前は被申請人 a の職員が飛行機等の通過音、鶏の鳴き声等の時間をメモするなどして音源を特定していた。

ア 被申請人 a は、平成26年3月17日から同月31日までの間、道路土工（掘削、残土処理）などを実施した。

(ア) 平成26年3月17日から同月22日までの間の L_{A5} （5%時間率騒音レベル）は51.9 dBから62.8 dB、 L_{Amax} の最大値は81.4 dBであったが、それは飛行機やヘリコプターの通過音によるものであり、本件工事による L_{Amax} の最大値は、73.0 dBであった。

また、 L_{V10} （10%時間率振動レベル）は33.4 dBから38.0 dBであり、 L_{Vmax} （最大振動レベル）の最大値は62.6 dBであった。

(イ) 平成26年3月24日から同月29日までの間及び同月31日の L_{A5} は54.5 dBから58.0 dB、本件工事による L_{Amax} の最大値は78.0 dBであった。

また、 L_{V10} は33.1 dBから37.5 dBであり、 L_{Vmax} の最大値は60.7 dBであった。

イ 被申請人 a は、平成26年4月2日から同月30日までの間、道路土工（法面整形）、法面工（法枠組立、吹付）などを実施した。

(ア) 平成26年4月2日から同月5日までの間の L_{A5} は57.7 dBから70.2 dB、本件工事による L_{Amax} の最大値は80.3 dBであった。

また、 L_{V10} は34.6 dBから38.8 dBであり、 L_{Vmax} の最大値は62.

3 dBであった。

- (イ) 平成26年4月7日から同月11日までの間の L_{A5} は53.6 dBから62.9 dB, 各測定日における L_{Amax} の最大値は81.4 dBから82.9 dBであり, それらはすべて鶏の鳴き声であった。

また, L_{V10} は26.8 dBから38.5 dBであり, L_{Vmax} の最大値は59.9 dBであった。

- (ウ) 平成26年4月14日から同月19日までの間の L_{A5} は57.0 dBから62.9 dB, L_{Amax} の最大値は82.6 dBであったが, それは飛行機の通過音によるものであり, 本件工事による L_{Amax} の最大値は80.7 dBであった。

また, L_{V10} は26.9 dBから35.3 dBであり, L_{Vmax} の最大値は52.2 dBであった。

- (エ) 平成26年4月21日から同月23日までの間及び同月25日から同月30日までの間の L_{A5} は53.2 dBから67.4 dB, L_{Amax} の最大値は83.5 dBであったが, それは鶏の鳴き声であり, 本件工事による L_{Amax} の最大値は79.2 dBであった。

また, L_{V10} は25.9 dBから29.3 dBであり, L_{Vmax} の最大値は54.5 dBであった。

ウ 被申請人は, 平成26年6月2日から同年9月30日までの間, 道路土工(掘削, 岩掘削), 法面工(削孔, 鉄筋挿入工)などを実施した。

- (ア) 上記期間の L_{A5} は61.8 dBから74.1 dB, 各測定日における L_{Amax} の最大値は80.4 dBから110.9 dBであったが, それらは鶏やせみの鳴き声, 騒音計を設置した箱をたたくような音であって, 工事騒音によるものではなかった。本件養鶏場は鶏が放し飼いになっているため, 鶏が騒音計付近で鳴くと, L_{Amax} が90 dBを超えることが多かった。

- (イ) 上記期間の L_{V10} は25.2 dBから50.5 dBであり, L_{Vmax} の最大値

は41.9 dBから67.8 dBであった。

- (2) 上記(1)の測定結果によれば、本件工事の騒音レベル及び振動レベルは、暗騒音及び暗振動を除外していないものの、 L_{A5} 及び L_{V10} は特定建設作業の規制基準を超えていなかった。

L_{Amax} をみても、本件工事の騒音による L_{Amax} の最大値は明らかになっているもので80.7 dBである一方、鶏の鳴き声の L_{Amax} は90 dBから100 dBを超えることがあり、本件工事の騒音の L_{Amax} より高いといえる。また、 L_{Vmax} をみても、本件工事の振動による L_{Vmax} の最大値は67.8 dBであり、本件養鶏場に伝搬する振動の大きさは、測定場所と本件養鶏場との距離に応じて減衰することを考慮すれば、これを下回ることは確実である。

そうすると、本件工事の騒音及び振動の程度からみて、本件工事の騒音及び振動が鶏への影響を与えるほどのものであったと認めるのは困難であり、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

3 本件工事の騒音及び振動と鶏の死亡との間の因果関係の有無

- (1) 申請人は、本件工事の騒音及び振動により本件養鶏場の鶏が死亡したと主張する。

確かに、前記1(5)記載のとおり、本件工事が開始されて10日後に本件養鶏場の鶏が3羽死亡しており、その死亡原因はインフルエンザや感染症によるものではなかった。また、証拠(甲3の2)によれば、平成26年3月27日にさらに雌1羽が、同月29日に雌1羽が、同年4月4日に雄1羽及び雌1羽が、同月11日に雌1羽が、同年6月5日に雌1羽が、同年7月12日に雌1羽が、同年8月19日に雄雛1羽及び雌雛2羽が、同月29日に雌雛1羽が、同年10月24日に雌雛1羽がそれぞれ死亡したことが一応認められる。

しかし、同年3月27日に死亡した鶏3羽については、本件工事中に鶏が死亡し、その死亡原因がインフルエンザや感染症ではないからといって、直

ちに本件工事による騒音・振動と鶏の死亡との間の因果関係が認められるわけではない。すわなち、証拠（乙4）によれば、平飼いでは、競争やつつき等のストレスにより鶏が消耗することも死亡率を高める要因と指摘されていることが認められるから、放し飼いである本件養鶏場においても同様にこれによる死亡の可能性は否定できない。さらに、上記3羽以外については、競争やつつき等のストレスによる消耗だけでなく、コクシジウム等の感染症による死亡の可能性が否定できない。

本件工事による騒音及び振動と本件養鶏場の鶏の死亡との間の因果関係の有無の判断には、本件工事開始前後において死亡率を比較できる証拠や死亡した鶏の解剖所見が重要な資料となるところ、これらは提出されていない。

本件工事の騒音及び振動の程度（前記2）にも照らすと、本件工事の騒音及び振動と本件養鶏場の鶏の死亡との間に因果関係を認めるのは困難であり、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

(2)ア 申請人は、本件工事の騒音及び振動によって鶏がパニックを起こし、集団で逃避する際などに圧死する旨を主張し、昼夜を問わずに発破を行った結果、その大音響により養鶏場の鶏などが大量に死亡した旨の新聞記事（甲10）を提出する。

しかし、本件工事による騒音レベルは前記2のとおりであって、発破による騒音の影響を本件工事の騒音による影響と同一視することはできない。また、本件工事の騒音及び振動が特定建設作業の規制基準を超えていたことを認めるに足りる証拠はない上、どの程度の騒音レベルや振動レベルで鶏がパニックを起こすのかについても的確な証拠はない。申請人が異常行動が分かりやすいと指摘するDVD（甲2のNo.4, 6, 10, 11, 20, 23, 24, 25, 27）を見ても、本件工事による騒音が録音されている部分において、本件養鶏場の鶏がこれに反応して行動している様子はいかがわれず、前記1(2)イ記載の平成15年調査結果と同様に、驚がく、飛

び跳ね、大きな鳴き声を伴う集団的逃避行動等があったとは認められなかった。

衝撃音により鶏が死亡することは一般論として否定はできないが、本件工事の騒音の程度にも照らすと、本件養鶏場の鶏が申請人の主張する経過で死亡したと認めるに足りる証拠はなく、申請人の主張は採用できない。

イ 申請人は、騒音により鶏がうつ状態などの様々な症状を引き起こし、重症化して死亡するなど主張する。

しかし、上記アのDVDで異常行動があるとされた鶏と上記(1)で死亡した鶏が同一であることが具体的に示されているわけではないから、その主張は採用できない。

ウ さらに、申請人は、平成27年5月31日付け「求釈明事項に関する答弁書」において、鶏の特徴として聴覚が20Hz以下の低周波音に関して優れており、20Hz以下の低周波音によって鶏に悪影響があるなどと主張する。

しかし、鶏の聴覚や低周波音による影響については的確な証拠がない上、重機から低周波音が発生するとしても、本件工事中の低周波音の測定結果も提出されておらず、20Hz以下の超低周波音圧レベルが明らかではないのであるから、低周波音による影響を判断することはできない。

(3) 以上によれば、本件工事による騒音及び振動と本件養鶏場の鶏の死亡との間に因果関係は認められない。

4 産卵率の低下について

(1) 申請人は、本件工事の騒音及び振動により本件養鶏場の鶏の産卵率が低下した旨を主張し、これに沿う採卵状況表（甲11）を提出する。

上記採卵状況表は、申請人が産卵数、鶏の羽数及び産卵数を鶏の羽数で除して求めた産卵率を記載したもので、本件養鶏場における産卵率が平成26年8月15日から平成27年5月21日までの間でおおむね40%から70

%である旨が記載されているものである。

しかし、本件養鶏場の産卵数や鶏の羽数を裏付ける客観的な証拠はなく、他に本件養鶏場の産卵率を示す的確な証拠はない。そもそも、本件養鶏場の鶏が産卵し始めるのは、養鶏業再開時である平成25年12月に購入した雛であっても、本件工事開始後の平成26年4月ころ以降であると考えられるから、本件工事開始前と本件工事開始後における産卵率を比較することができない。さらに、証拠(乙3)によれば、本件養鶏場の鶏は本件養鶏場敷地外においても産卵していることが認められる上、前記1(2)イ記載のとおり、平成15年調査結果においても、本件養鶏場における産卵率は必ずしも高いとはいえない。

仮に本件養鶏場における産卵率が上記採卵状況表のとおりであったとしても、申請人提出の証拠(甲10)によれば、騒音及び振動などのストレスによる刺激に対する鶏の反応は一般的には一時的であり、その影響は慣れにより小さくなる旨が記載されているところ、これは平成15年調査結果とも符合するとみることが出来る。そうすると、本件工事の騒音及び振動によって産卵率が低下し続けることは考えにくく、むしろ、上記採卵状況表記載の産卵率が本件養鶏場の通常の産卵率とみることが出来る。

以上によれば、本件養鶏場の産卵率が低下したという被害を認めることはできない。

- (2) 申請人は、うつ状態やイライラ、かゆみなどの異常行動は産卵率の低下の前兆であって、これらが本件工事の騒音及び振動の影響であると主張する。

しかし、産卵率の低下という被害が認められないことは既に説示したとおりであるから、その前兆としてのうつ状態や異常行動があると認めることは困難である(なお、鶏のうつ状態や異常行動が直ちに申請人の財産被害に結びつくものではなく、産卵率に悪影響を与える、あるいは死亡との因果関係の一経過といった限度で財産被害と結びつく可能性があるにすぎないもので

あり，それをもって原因関係を論ずべき公害に係る被害（公害紛争処理法42条の27第1項）ということとはできない。）。

申請人は，DVD（甲2）や写真（甲3の1）によって鶏のうつ状態や異常行動を指摘するが，これらの証拠から鶏のうつ状態や異常行動の存在を判断することもできない。

第4 結論

以上によれば，本件工事の騒音・振動と鶏の死亡との間の因果関係，産卵率の低下といった被害が認められず，申請人の他の主張も採用できない。

よって，本件裁定申請は理由がないから棄却することとし，主文のとおり裁定する。

平成28年3月29日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 柴 山 秀 雄

裁定委員 高 橋 滋

裁定委員 玉 生 茂 子

(別紙省略)